

障害者ユニバーサルツーリズム促進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この事業は、障害者の外出機会を増進し、社会参加の促進を図るため、バス事業者等のユニバーサルツーリズムへの参入を促し、障害者の移動に係る環境整備へ繋げることを目的とする。

(通則)

第2条 障害者ユニバーサルツーリズム促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第3条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 障害者 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者

イ 知的障害者で都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の市長から療育手帳の交付を受けているもの

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第四十五条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

エ その他埼玉県が定める者

(2) 障害者団体 障害者やその家族若しくは支援者等を構成員とし、障害者の生活の向上、相互親睦や地域交流、社会参加の促進等を目的に活動する団体をいう。

(3) バス事業者等 道路運送法第4条に基づき一般貸切旅客自動車運送事業許可を受けている貸切バス事業者若しくは旅行業法第3条に基づき登録を受けて障害者団体から受注型企画旅行を請け負う旅行者をいう。

(4) 通常のバス 乗降用リフト装置を備えていない一般貸切旅客自動車運送事業を登録する事業者のバスをいう。

(5) 乗降用リフト装置付バス 障害者の乗降用にリフト装置を備えた一般貸切旅客自動車運送事業を登録する事業者のバスをいう。

(補助対象事業)

第4条 補助対象となる事業は、バス事業者等が埼玉県内の障害者団体の研修、旅行、レクリエーション等の移動手段として貸切バスを運行し、その費用の一部を軽減する事業とする。

2 貸切バスには障害者5人以上を含む10人以上が乗車するものとする。

3 補助対象となる事業は、交付決定の日から当該年度の末日までの期間に実施を完了した事業とする。

(補助対象経費)

第5条 バス事業者等が障害者団体から受注した貸切バスの運行に係る経費とする。
(補助金の額等)

第6条 補助金の額は次に定めるとおりとし、予算の範囲内で補助金を交付する。

(1) 乗降用リフト装置付バスを運行した場合、当該運行経費の2分の1又は15万円のいずれか低い額とする。

(2) 通常のバスを運行した場合、当該運行経費の2分の1又は10万円のいずれか低い額とする。

2 前項の規定にかかわらず、本補助金以外の補助金又は助成金を併用して交付を受けることはできないものとする。

3 補助事業における消費税及び地方消費税やその他租税公課相当額については、補助対象経費から除く。

4 バス事業者等は貸切バスの貸切費用から補助金の額を軽減して障害者団体に請求する。

(軽減を受けることができる団体の証明)

第7条 バス会社等からバスの貸切費用の軽減を受けようとする障害者団体は、様式第1号による証明申請書に、定款、運営規程、会員規約等障害者団体であることが分かる書類を添えて埼玉県に提出しなければならない。

2 障害者団体が以下の各号のいずれかに該当する場合は証明を受けることができない。

(1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(埼玉県暴力団排除条例(平成23年埼玉県条例第39号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

3 知事は前項の規定による証明の申請が適当であると認めるときは、様式第2号により当該障害者団体に通知する。

(補助金の交付申請)

第8条 バス事業者等は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第3号による補助金交付申請書に、運行に関する見積書の写しを添えて知事に提出しなければならない。

2 バス事業者等は、交付申請額に変更が生じたときは、様式第3号の2による変更

交付申請書に、運行に関する見積書の写しを添えて知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第9条 知事は、前条第1項の規定による補助金の交付の申請が適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、様式第4号により当該バス事業者等に通知するものとする。

2 知事は前条第2項の規定による補助金の変更交付の申請が適当であると認めるときは、補助金の変更交付を決定し、様式第4号の2により当該バス事業者等に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 バス事業者等は、様式第5号による実績報告書に、運行費用の一部を軽減したことが分かる書類を添えて補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付を受けようとする会計年度の3月31日までのいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第11条 知事は、前条の規定による補助金実績報告を受け、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第6号により通知するものとする。

(交付の方法)

第12条 県は、交付額の確定後に精算払により補助金を支払うものとする。

2 補助事業者は、補助金の支払を受けようとするときは、別記様式第7号による補助金請求書を知事に提出しなければならない。

(書類の整備等)

第13条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかななければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年6月9日から施行する。

リフト付きバスを利用する場合の様式です。

様式第1号（第7条関係）リフト付き

障害者ユニバーサルツーリズム促進事業補助金対象団体証明申請書

（申請日） 令和 年 月 日

埼玉県福祉部障害者福祉推進課長

郵便番号	
団体所在地	
団体名	
代表者氏名	
申請担当者氏名	
電話番号	
E-mail	

障害者ユニバーサルツーリズム促進事業補助金交付要綱第7条に基づきバスの貸切費用の軽減を受けることができる団体であることの証明を受けたいので、下記のとおり申請します。
なお、本団体は要綱第7条第2項(1)から(4)のいずれにも該当しません。

記

1 貸切バスの利用計画

- (1) 貸切バスを利用する時期 令和 年 月 頃
- (2) バスに乗車する人数 人（予定）
- (3) (2)のうち障害者の人数 人（予定）
- (4) (3)のうちリフトが必要な者 人（予定）

2 添付書類（次のいずれかに○をして書類を添付してください。）

<input type="checkbox"/>	法人の定款
<input type="checkbox"/>	事業所の運営規程
<input type="checkbox"/>	会則、会員規約など
<input type="checkbox"/>	その他、バスの貸切費用の軽減を受ける団体であることが分かる書類

ここから下は記入しないでください。

様式第2号（第7条関係）

障害者ユニバーサルツーリズム促進事業補助金対象団体証明書

令和 年 月 日

様

埼玉県福祉部障害者福祉推進課長

令和 年 月 日 付けで申請のあった、障害者ユニバーサルツーリズム促進事業補助金対象団体証明申請について、下記のとおり対象団体であることを証明します。

※補助金を活用したい場合は、事前にバス会社等に本証明書を提示してください。

記

- 1 整理番号 8- 番
- 2 バスの種別 リフト付きバス（補助上限額は15万円）
- 3 補助金の額 運行経費の2分の1又は補助上限額のいずれか低い額
- 4 本証明書は発行年度1回限り有効です。

リフトなしの通常のバスを利用する場合の様式です。

様式第1号（第7条関係）リフトなし

障害者ユニバーサルツーリズム促進事業補助金対象団体証明申請書

(申請日) 令和 年 月 日

埼玉県福祉部障害者福祉推進課長

郵便番号	
団体所在地	
団体名	
代表者氏名	
申請担当者氏名	
電話番号	
E-mail	

障害者ユニバーサルツーリズム促進事業補助金交付要綱第7条に規定に基づきバスの貸切費用の軽減を受けることができる団体であることの証明を受けたいので、下記のとおり申請します。
なお、本団体は要綱第7条第2項(1)から(4)のいずれにも該当しません。

記

1 貸切バスの利用計画

- (1) 貸切バスを利用する時期 令和 年 月 頃
- (2) バスに乗車する人数 人 (予定)
- (3) (2)のうち障害者の人数 人 (予定)
- (4) (3)のうちリフトが必要な者 0 人 (予定)

2 添付書類（次のいずれかに○をして書類を添付してください。）

- | | |
|--------------------------|---------------------------------|
| <input type="checkbox"/> | 法人の定款 |
| <input type="checkbox"/> | 事業所の運営規程 |
| <input type="checkbox"/> | 会則、会員規約など |
| <input type="checkbox"/> | その他、バスの貸切費用の軽減を受ける団体であることが分かる書類 |

ここから下は記入しないでください。

様式第2号（第7条関係）

障害者ユニバーサルツーリズム促進事業補助金対象団体証明書

令和 年 月 日

様

埼玉県福祉部障害者福祉推進課長

令和 年 月 日 付けで申請のあった、障害者ユニバーサルツーリズム促進事業補助金対象団体証明申請について、下記のとおり対象団体であることを証明します。

※補助金を活用したい場合は、事前にバス会社等に本証明書を提示してください。

記

- 1 整理番号 8- 番
- 2 バスの種別 リフトなしバス（補助上限額は10万円）
- 3 補助金の額 運行経費の2分の1又は補助上限額のいずれか低い額
- 4 本証明書は発行年度1回限り有効です。

様式第3号（第8条関係）

障害者ユニバーサルツーリズム促進事業補助金交付申請書

（申請日） 年 月 日

（宛先）埼玉県知事

郵便番号	
法人所在地	
法人名	
代表者職名	
代表者氏名	
申請担当者	
電話番号	
E-mail	

下記により障害者ユニバーサルツーリズム促進事業補助金の交付を受けたいので、障害者ユニバーサルツーリズム促進事業補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 金 _____ 円（税抜）

2 補助対象障害者団体

	整理番号	団体名	交付申請額内訳
1			円（税抜）
2			円（税抜）
3			円（税抜）
4			円（税抜）
5			円（税抜）
6			円（税抜）
7			円（税抜）
8			円（税抜）
9			円（税抜）
10			円（税抜）

3 添付書類 運行に関する見積書の写し

様式第3号の2（第8条関係）

障害者ユニバーサルツーリズム促進事業補助金変更交付申請書

（申請日） 年 月 日

（宛先）埼玉県知事

郵便番号	
法人所在地	
法人名	
代表者職名	
代表者氏名	
申請担当者	
電話番号	
E-mail	

年 月 日付け第 号により交付決定を受けた障害者ユニバーサルツーリズム促進事業補助金について下記のとおり変更が生じたため、変更交付申請します。

記

- 1 交付決定額 金 _____ 円（税抜）
- 2 変更交付申請額 金 _____ 円（税抜）
- 3 補助対象障害者団体

	整理番号	団体名	交付申請額内訳	変更の有無
1			円（税抜）	
2			円（税抜）	
3			円（税抜）	
4			円（税抜）	
5			円（税抜）	
6			円（税抜）	
7			円（税抜）	
8			円（税抜）	
9			円（税抜）	
10			円（税抜）	

- 3 添付書類 運行に関する見積書の写し

様式第4号（第9条関係）

障害者ユニバーサルツーリズム促進事業補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

埼玉県知事 (公印省略)

年 月 日付で申請のあった障害者ユニバーサルツーリズム促進事業補助金については、下記のとおり交付する。

記

1 補助金の交付額 金 _____ 円（税抜）

	整理番号	団体名	交付額内訳
1			円（税抜）
2			円（税抜）
3			円（税抜）
4			円（税抜）
5			円（税抜）
6			円（税抜）
7			円（税抜）
8			円（税抜）
9			円（税抜）
10			円（税抜）

2 支払方法 精算払

3 条件

- (1) この補助金は、この要綱に定める目的以外に使用しないこと。
- (2) 補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止若しくは廃止しようとする場合は、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

様式第4号の2（第9条関係）

障害者ユニバーサルツーリズム促進事業補助金変更交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

埼玉県知事 (公印省略)

年 月 日付けで申請のあった障害者ユニバーサルツーリズム促進事業補助金については、下記のとおり交付する。

記

1 補助金の変更交付額 金 _____ 円 (税抜)

	整理番号	団体名	変更交付額内訳
1			円 (税抜)
2			円 (税抜)
3			円 (税抜)
4			円 (税抜)
5			円 (税抜)
6			円 (税抜)
7			円 (税抜)
8			円 (税抜)
9			円 (税抜)
10			円 (税抜)

2 支払方法 精算払

3 条件

- (1) この補助金は、この要綱に定める目的以外に使用しないこと。
- (2) 補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止若しくは廃止しようとする場合は、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

様式第5号（第10条関係）

障害者ユニバーサルツーリズム促進事業補助金実績報告書

（報告日） 年 月 日

（宛先）埼玉県知事

郵便番号	
法人所在地	
法人名	
代表者職名	
代表者氏名	
申請担当者	
電話番号	
E-mail	

年 月 日付けで補助金の交付決定通知を受けた障害者ユニバーサルツーリズム促進事業が完了したので、補助金等の交付手続等に関する規則第13条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 実績額 金 _____ 円（税抜）

2 補助対象障害者団体

	整理番号	団体名	実績額内訳
1			円（税抜）
2			円（税抜）
3			円（税抜）
4			円（税抜）
5			円（税抜）
6			円（税抜）
7			円（税抜）
8			円（税抜）
9			円（税抜）
10			円（税抜）

3 添付書類 運行費用の一部を軽減したことが分かる書類

様式第6号（第11条関係）

障害者ユニバーサルツーリズム促進事業補助金交付額確定通知書

第 号
年 月 日

様

埼玉県知事 (公印省略)

年 月 日付け 第 号で交付決定した障害者ユニバーサルツーリズム促進事業補助金については、年 月 日付けで報告のあった事業実績に基づき、下記のとおり交付額を確定する。

記

交付確定額 金 _____ 円（税抜）

	整理番号	団体名	交付確定額内訳
1			円（税抜）
2			円（税抜）
3			円（税抜）
4			円（税抜）
5			円（税抜）
6			円（税抜）
7			円（税抜）
8			円（税抜）
9			円（税抜）
10			円（税抜）

様式第7号（第12条第2項関係）

年 月 日

（宛先）埼玉県知事

所在地
事業者
代表者

障害者ユニバーサルツーリズム促進事業補助金請求書

障害者ユニバーサルツーリズム促進事業補助金交付要綱第12条第2項の規定により、下記のとおり補助金を請求する。

記

1 請求額 円

2 振込先口座

口座名義			
カナ名義			
金融機関名 及び支店名	銀行 信用金庫 農協	支店 出張所 支所	
口座種目 及び口座番号	普通 当座		